

春日部市立豊春中学校 PTA 会則

第 一 章 総 則

- 第一条（名称） この会は豊春中学校 PTA といい、事務所を豊春中学校におく。
- 第二条（目的） この会は保護者と教師が協力して、生徒の幸福な成長をはかる事を目的とする。
- 第三条（活動） この会は前条の目的を達成する為、次の事を行う。
1 良い保護者、良い教師になるよう努力をする。
2 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の健全な成長をはかる。
3 生徒の生活環境を良くする。
4 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
5 その他、この会の目的達成に必要な活動をする。
- 第四条（会員） この会は豊春中学校生徒の保護者と豊春中学校教職員をもって会員とする。

第 二 章 委 員

- 第五条（委員） この会に次の委員会をおく。
- | | | | | |
|--------|-------------|-----|--------------|-----|
| 1 常任委員 | (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副会長 | 2 名 |
| | (3) 会 計 | 若干名 | (4) 書 記 | 若干名 |
| | (5) 事務局 | 2 名 | (6) 専門正副委員長 | 2 名 |
| | (7) 学年正副委員長 | 6 名 | (8) 部代表正副役員長 | 2 名 |
| 2 委 員 | 各学年に若干名 | | | |
| 3 会計監査 | 2 名 | | | |
| 4 顧 問 | 必要に応じて若干名 | | | |
- 第六条（委員の任務） この会の委員は次の任務を行う。
- 1 会長は会を代表し、会務を総理する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその代理をする。
 - 3 会計は会の会計事務を掌る。
 - 4 書記は総会及び常任委員会の記事ならびに会の活動に関する事項を記録し保存をして、会の事務を処理する。
 - 5 事務局は会の総合的事務を掌る。
 - 6 専門委員長は各委員会別に会の活動を掌る。
 - 7 学年委員長は各学年を代表し学年活動を掌る。学年委員は学年委員長に協力して学年活動を掌る。
 - 8 委員は学年別にまたは委員会別に活動する。
 - 9 会計監査は会計を監査する。
- 第七条（委員の選出） この会の委員の選出については次の通りとする。
- 1 会長・副会長は候補者選考委員会が選考し、総会で承認される。
 - 2 候補者選考委員は各委員会、部代表役員会より 1 名選出、教職員より 1 名選出された者があたる。
 - 3 学年正副及び専門委員正副委員長は、各委員会より選出し総会で承認される。
 - 4 委員は各学年別に会員の互選とする。
 - 5 会計・書記・顧問は会長の委嘱とする。
 - 6 会計監査は総会で委員以外の会員から選出する。

- 第八条（委員の任期） 1 この会の委員の任期は 1 か年とする。ただし再任は妨げない。
2 委員の欠員補充については第七条を準用し、前任者の残任期間とする。

第 三 章 会 議 ・ 運 営

- 第九条（会議） この会は次の会議によって運営される。
1 総会 2 常任委員会 3 委員会 4 監査委員会

- 第十条（会議の構成） この会の会議の構成は次の通りとする。
1 総会は全会員をもって構成する。
2 常任委員会は正副会長、会計、書記、専門正副委員長、学年正副委員長、部代表正副役員長及び校長、教頭をもって構成する。
3 委員会は学年、専門委員をもって構成する。
4 監査委員会は監査委員、正副会長、校長及び事務局長をもって構成する。

- 第十一条（総会） 1 総会は会の最高議決機関であって、毎年 1 回定期総会を開く。
ただし、必要により臨時総会を開くことができる。
2 総会は全会員の 4 分の 1 以上の出席をもって成立する。ただし委任状も出席とみなす。
3 議長はその都度決める。
4 議事は出席者の過半数で決める。
5 総会は書面により開催する。この場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。但し、必要な場合、会員出席の総会を開催する事が出来る。
5-2 全会員の 4 分の 1 以上の議決権行使書の提出があった場合、有効なものとし、議事はその過半数で決める。議決権行使書の未提出・白紙提出は賛成に含む。
6 総会では次の事項を決める。
1) 会務報告の承認 2) 決算の承認
3) 予算の議決 4) 活動計画の承認
5) 委員の承認 6) 会則改廃の承認
7) その他必要事項

- 第十二条（常任委員・委員会）
1 常任委員会及び各委員会はこの会の活動に必要な事項について調査、研究、立案をし、随時開催する。
2 常任委員会及び委員会の議長は会長または本部役員をもってあてる。

- 第十三条（監査委員会） 1 監査委員会は独立の機関で会計の監査をし、その結果を会員に報告する。
2 年度末監査の結果については総会に報告する。

- 第十四条（専門委員会・部代表役員会） この会に次の専門委員会、部代表役員会をおき、専門活動、部活動育成にあたる。
1 地区委員会 2 部代表役員会

- 第十五条（専門委員会・部代表役員会の活動） 専門委員会、部代表役員会は次の活動をする。
1 地区委員は地域間の連携を密にし、校外における生徒指導及び福利厚生、文化的事業を通して、学校環境美化等につとめる為の活動をする。
2 部代表役員は部活動に協力し生徒が部活動を通して特技を伸ばし、集団生活の中で望ましい人間形成を育成する為の活動をする。

- 第十六条（学年委員会） 1 その会に学年毎の委員会をおく。
2 学年委員会は各学年生徒の福祉増進をはかる為の活動をする。

第 四 章 会 計

第十七条（会費） この会の経費は会員の会費等をもってあてる。

第十八条（会費の額） 会費は一世帯年間 3,600 円（月額 300 円）とする。ただし、委員会の承認を経て減免または臨時に徴収することが出来る。

第十九条（会計年度） この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 五 章 附 則

第二十条 この会則は総会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認により改正する事ができる。

第 六 章 慶 弔 規 定

第二十一条（慶弔規定） この会の慶弔規定は会員及び生徒に慶弔があった場合適用する。

1 弔事

① 生徒及び教職員、父母会員 花と 5,000 円

② 教職員配偶者及び同居の父母 5,000 円

2 入院（2 週間以上）

① 生徒及び教職員 5,000 円

3 結婚及び出産

① 教職員に限る 5,000 円

4 転退職（教職員転退職）

① 本校在職年数 1 年につき 1,000 円

特別な事例が発生した場合は正副会長で検討し常任委員会で決定する。

第二十二条（会則施行日） この会則は昭和 46 年 3 月 30 日から施行する。

この会則は昭和 51 年 4 月 1 日から修正施行する。

この会則は昭和 54 年 4 月 1 日から修正施行する。

この会則は昭和 58 年 4 月 1 日から修正施行する。

この会則は昭和 59 年 2 月 20 日から改定施行する。

この会則は平成 3 年 4 月 1 日から改定施行する。

この会則は平成 4 年 5 月 15 日から改定施行する。

この会則は平成 7 年 5 月 20 日から改定施行する。

この会則は平成 8 年 5 月 18 日から改定施行する。

この会則は平成 12 年 5 月 23 日から改定施行する。

この会則は平成 14 年 5 月 24 日から改定施行する。

この会則は平成 17 年 5 月 26 日から改定施行する。

この会則は平成 21 年 5 月 14 日から改定施行する。

この会則は平成 23 年 5 月 19 日から改定施行する。

この会則は平成 25 年 5 月 17 日から改定施行する。

この会則は平成 29 年 5 月 12 日から改定施行する。

この会則は令和 2 年 5 月 18 日から改定施行する。

この会則は令和 3 年 5 月 17 日から改定施行する。

豊春中学校部活動育成会会則(案)

第1章 総 則

第1条(名称) この会は豊春中学校部活動育成会と称し、事務局を豊春中学校内に置く。

第2条(目的) この会は市及びPTAの援助を受け、豊春中学校の部活動に協力し、生徒が部活動を通して特技を伸ばし、集団生活の中で望ましい人間形成を育成することを目的とする。

第3条(活動) この会は前条の目的を達成するために学校と協議して次の活動を行う。

1. 各部活動への支援
 - 1) 各部内の円滑な活動への支援
 - 2) 各部への活動補助費の交付
 - 3) 各種大会への選手派遣援助費の交付
2. 各部指導者の委嘱
3. 地域指導者の発掘
4. その他、前条目的達成のために必要と認められる事項

第2章 組 織

第4条(構成) この会は豊春中学校PTAと豊春中学校部活動の趣旨に賛同する者によって構成される。

第5条(役員の設置) この会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1. 会 長 1名 | 2. 副会長 2名 |
| 3. 会 計 1名 | 4. 書記 若干名 |
| 5. 部代表役員 各部部長1名、副部長1名 | |
| 6. 会計監査 2名 | 7. 顧問 必要に応じて若干名 |

第6条(役員の任務) この会の役員は次の任務を行う。

1. 会長は、会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその代理をする。
3. 会計は、経理収支の事務を行う。
4. 書記は、庶務全般の事務を行う。
5. 部代表役員は、その部の代表として部の指導者と連携して、各部の運営にあたる。
6. 部長は、部の運営上、必要と認められた場合、部に会計担当を置くことが出来る。
7. 副部長は、部長を補佐し、部長不在の時はその代理をする。
8. 監査は、主に会計を監査する。
9. 顧問は、必要に応じ会長の諮問に応じる。
10. 部代表役員から2名、PTA 常任理事として各部代表役員との連携を行う

第7条(役員の選出) 役員の選出については次の通りとする。

1. 会長、副会長は選考委員会で選考し、総会で承認を受ける。
2. 会計、書記は、会長が委嘱する。
3. 部代表役員は、その部に加える会員の互選により選出する。
4. 監査は、総会にて役員以外の会員から選出する。

第8条(役員の任期) 役員の任期は1ヶ年とする。ただし再任を妨げない。役員の欠員については第7条を準用し、前任者の残任期間とする。

第3章 会議・運営

第9条(会議) この会は次の会議によって運営される。

1. 総会
2. 本部役員会
3. 役員会
4. 部活動保護者会
5. 監査役員会

第10条(会議の構成) この会の会議の構成は次の通りとする。

1. 総会は、全会員をもって構成する。
2. 本部役員会は、正副会長、会計、書記をもって構成する。
3. 役員会は、部代表正副役員長、各部活動正副部長をもって構成する。
4. 部活動保護者会は、その部の正副部長、会員をもって構成する。
5. 監査役員会は、監査、正副会長、学校長及び事務局長をもって構成する。

第11条(総会) 総会は、会の最高議決機関であつて、全ての会員をもって構成し、年1回開会する。
必要により臨時に行うことが出来る。

1. 総会は全会員の4分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状も出席とみなす。
2. 議長はその都度決める。
3. 議事は出席者の過半数で決める。
4. 総会では次の事項を決める。
 - 1)活動報告の承認
 - 2)決算報告、監査報告の承認
 - 3)役員の承認
 - 4)会則改廃の承認
 - 5)活動計画の承認
 - 6)予算の決議
 - 7)その他必要事項
5. 総会は書面により開催する。この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。ただし、必要な場合、会員出席の総会を開催することができる。

第12条(本部役員会・役員会) 本部役員会・役員会は、会長が招集し、会の運営、その他の議題について協議する。議長は会長が務める。

第13条(部活動保護者会) 部活動保護者会は、その部の部長が招集し、部の運営、その他の議題について協議する。

第14条(監査役員会) 1. 監査役員会は独立の機関で会計を監査し、その結果を会員に報告する。

2. 年度末監査の結果については、総会にて報告する。

第4章 財 務

第15条(経費) この会の経費は、会費及びPTA 特別会計からの搬出金と、市の補助金をもって充てる。

第16条(会費) この会の会費は、部活動に参加する生徒1人あたり年500円とし、6月に納入するものとする。転入生に対しては、入部した時期に応じて徴収する。

第17条(大会援助費) 各部活動の大会出場について次の補助をする。

1. 県大会交通費半額補助
2. 大会お祝い金

第18条(県大会交通費半額補助) 県大会出場に対し、大会会場最寄り駅もしくは最寄りのバス停までの運賃額の半額を補助する。ただし、請求できる人数は運動部は登録メンバーのみ、文化部は参加人数とする。

1. 運動部は、学校総合体育大会(学総)、新人体育大会(新人戦)を対象とする。
2. 文化部は、県レベル、全国レベルの展覧会、コンクール等から2大会までを対象とする。
3. 1及び2の大会に、豊春中学校部活動種目として設置されていない種目に対し、学校の代表として派遣することが適当と学校長が認めたもの。

第 19 条(大会お祝い金) 全国大会、東日本大会及び関東大会等に出場、もしくはそれに相当の展覧会、コンクール等への出展、出場した部活に対しお祝いをする。

1. 全国大会出場、東日本大会出場 10, 000円
2. 関東大会出場 5, 000円

第 20 条(会計年度) この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 附 則

第 21 条 この会の運営については、必要な細則を定めることが出来る。

第 22 条 この会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の承認により改正することが出来る。

第 23 条(会則施行日)

この会則は、昭和 58 年 5 月 23 日から施行する。

この会則は、平成 5 年 5 月 15 日から施行する。

この会則は、平成 13 年 5 月 24 日から施行する。

この会則は、平成 18 年 5 月 18 日より施行する。

この会則は、平成 28 年 5 月 13 日より施行する。

この会則は、平成 29 年 5 月 12 日より施行する。

この会則は、平成 30 年 5 月 11 日より施行する。